

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令 和 7 年

## 企画総務委員会会議録

令和7年12月19日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

## 企画総務委員会会議録

1 開会年月日	令和7年12月19日(金)	
2 開会場所	議会第3会議室	
3 出席者	委員長 太田 雅久 (9人) 委員 拝野 健 委員 寺田 晃 委員 富永 龍司 議長 石川 義弘	副委員長 大貫 はなこ 委員 田中 宏篤 委員 早川 太郎 委員 秋間 洋
4 欠席者	(0人)	
5 委員外議員	(0人)	
6 出席理事者	区長 副区長 企画財政部長 企画課長 臨時特別給付金担当課長 財政課長 総務部長 総務課長 経理課長 子育て・若者支援課長 子ども家庭支援センター長 福祉課長 介護保険課長 障害福祉課長 健康部参事 健康課長 保健予防課長 道路管理課長 土木課長	服部 征夫 野村 武治 関井 隆人 川田 崇彰 (経営改革担当課長 兼務) 高橋 由佳 小川 信彦 福田 健一 田渕 俊樹 河野 友和 田畑 俊典 古屋 和世 浦田 賢 井上 健 尾本 由美子 (健康部参事 事務取扱) 三宅 哲郎 高杉 孝治

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

教育委員会事務局庶務課長	山田 安宏
教育委員会事務局学務課長	仲田 賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村松 有希

7 議会事務局	事務局長 鈴木 慎也
	事務局次長 櫻井 敬子
	議事調査係長 吉田 裕麻
	書記 関口 弘一
	書記 塚本 隆二

## 8 案件

### 審議調査事項

案件第1 第103号議案 令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第6回）

案件第2 第104号議案 道路改良工事（07-23）請負契約の締結について

案件第3 第105号議案 和解について

### 理事者報告事項

#### 【企画財政部】

1. 食料品等高騰対応給付金の支給について

.....資料1 臨時特別給付金担当課長

#### 【総務部】

1. 伝法院通りの建物収去土地明渡等請求事件に係る和解について

.....資料2 総務課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 2時45分開会

委員長（太田雅久） ただいまから、企画総務委員会を開会いたします。

委員長 初めに、区長から挨拶があります。

服部征夫 よろしくお願ひします。

委員長 よろしくお願ひします。

委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願ひいたします。

委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

委員長 次に、撮影・録音等の承認についておはかりいたします。

本委員会に対して、撮影・録音等承認願が提出されましたので、事務局次長に朗読させます。

（櫻井議会事務局次長朗読）

委員長 本件については許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、許可することに決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

委員長 初めに、案件第1、第103号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、企画財政部の1番、食料品等高騰対応給付金の支給についてが関連いたしますので、説明と一緒にとして報告を聴取し、審議いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第103号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

財政課長。

高橋由佳 財政課長 それでは、第103号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第6回）を説明いたします。

補正予算書の3ページをご覧ください。令和7年度東京都台東区の一般会計補正予算（第6

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

回)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に20億7,931万2,000円を追加し、1,370億7,557万7,000円いたします。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の総額は、4ページ及び5ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

第2条、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、6ページの第2表、繰越明許費補正によります。

6ページをご覧ください。繰越明許費補正を説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、食料品等高騰対応給付金14億6,751万3,000円、そのほか8件につきましては、それぞれ令和8年度に継続して事業を実施する必要があることから、繰越明許費として定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算を説明いたします。15ページをご覧ください。まず、歳入予算でございます。説明で申し上げる金額は、いずれも補正額でございます。また、項を単位として主なものを説明させていただきます。13款国庫支出金、2項国庫補助金13億9,153万9,000円でございます。16ページをご覧ください。1目総務費補助金には、物価高騰対策支援に対する交付金の増額分を計上いたしました。

17ページをご覧ください。14款都支出金、2項都補助金2,482万4,000円でございます。18ページをご覧ください。7目教育費補助金には、保育所等物価高騰緊急対策に対する補助金の増額分を計上いたしました。

19ページをご覧ください。18款繰越金、1項繰越金6億6,294万9,000円でございます。20ページをご覧ください。1目繰越金には、令和6年度歳計剩余金の一部を計上いたしました。

続きまして、歳出予算を説明いたします。21ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費14億6,751万3,000円でございます。22ページをご覧ください。18目臨時特別給付金費には、食料品等高騰対応給付金に要する経費を計上いたしました。

23ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費5,691万8,000円、2項児童福祉費4億7,952万7,000円でございます。24ページをご覧ください。1項1目社会福祉総務費には、介護・障害福祉サービス等事業者支援に要する経費の増額分を計上いたしました。25ページをご覧ください。2項1目児童福祉総務費には、いっとき保育に要する経費の増額分及び物価高対応子育て応援手当に要する経費を計上いたしました。

27ページをご覧ください。4款衛生費、1項衛生管理費3,759万6,000円、4項環境衛生費240万円でございます。28ページをご覧ください。1項1目衛生総務費には、医療機関等物価高騰対策支援に要する経費を計上いたしました。29ページをご覧ください。4項4目環境衛生費には、公衆浴場物価高騰対策支援に要する経費の増額分を計上いたしました。

31ページをご覧ください。8款教育費、5項幼稚園費499万1,000円、6項児童保育費2,712万6,000円、7項こども園費324万1,000円でございます。32ページをご覧ください。5項1目幼稚園総務費には、私立幼稚園小規模園補助及び健康管理等補助に要する経費の増額分を計上

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いたしました。33ページをご覧ください。6項1目児童保育総務費には、保育所等物価高騰緊急対策に要する経費の増額分を計上いたしました。35ページをご覧ください。7項1目こども園総務費には、こども園物価高騰緊急対策に要する経費の増額分を計上いたしました。

以上が令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第6回）でございます。

本案につきましては、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

説明は以上でございます。

委員長 臨時特別給付金担当課長。

三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 それでは、企画財政部の1、食料品等高騰対応給付金の支給についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。項番1、趣旨は、政府が閣議決定した総合経済対策に基づき、食料品等の物価高騰に対する支援として、全世帯へ食料品等高騰対応給付金を支給するものです。

また、低所得者世帯には、区独自に支給額を加算いたします。

項番2、対象世帯は、令和7年12月19日時点で台東区に住民登録のある全世帯です。ただし、事前に受給辞退の申出をされた世帯には支給しないことといたします。

項番3、支給額は、政府の経済対策では1人当たり3,000円相当という規模感が示されている一方、都内の食費負担が全国平均よりも高いことなどを踏まえ、区独自に世帯員1人当たり5,000円といたします。また、令和7年度の住民税が非課税または均等割のみ課税等の世帯には1世帯当たり5,000円を加算いたします。

項番4、支給方法は、(1)原則として、過去の給付金の振込実績等により区で口座を把握できる世帯には、申請不要のプッシュ式で支給いたします。

なお、電子申請で辞退しない旨のお申出をいただいた方には、通常よりも早く入金するファストパスを採用いたします。

また、区で振込口座を把握していない世帯は、確認書による支給となります。

(2)区で課税状況を把握できない世帯は、5,000円の加算分については申請書により非課税等であることを確認できた場合に追加で支給いたします。

項番5、周知については、記載の方法で実施してまいります。

項番6、補正予算額は、記載のとおりです。歳入は、重点支援地方交付金を計上しております。

なお、令和8年度にかけて支給することから、全額を繰越明許費といたします。

項番7、今後の予定は、令和8年2月下旬にプッシュ式で支給する世帯への通知を発送し、3月下旬からの支給開始を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、第103号議案及び報告事項について、ご審議願います。

秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

秋間洋 委員 この支援金というか給付金については、台東区が独自に上乗せをして給付をすると。これは非常にいいことだなというふうに思っております。できれば国の動向が決まる前に、今定例会の最初にでも、これ出してみてもよかつたんだろうというふうなことは思います。

それで、食料品等高騰対応給付金、こういう給付金ができたときに、一番その実態に伴った給付が本当になされるかという、ここのところが大きなテーマで、特に配偶者暴力、あるいは親のネグレクトですね、こういうことで実態としては住民票のないところで暮らしている、例えば暴力被害を受けている人、あるいはその子供さん等にきちんと寄与できるような給付金にならないという場合が時々あるわけですが、今回プッシュ型で結構早く給付するのは大事なんだけれども、しかし、住民票のあるところに、非課税であれば世帯数人数分だけぱんと行くということになれば、相当な金額が実態がそこになくとも、ところにも給付される可能性というものもあるわけで、その辺のところというのは、別世帯になっているようなケースですね、実態的に、そのようなところに対してはどういうふうに対応するのか、これについてお伺いしたいと思います。

委員長 臨時特別給付金担当課長。

三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 今お話しいただいたDVなどによって、その被害者の方が住所地以外に住んでいるような場合には、ご本人などからの申出をいただいて、関係機関による証明書などによって、その基準日時点での居住実態であったのかというのを確認をできれば、独立した世帯とみなして、そちらも支給対象としようと考えております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 そうしたときには相当な、台東区はこういう給付をやるんだよということを徹底して知らせないと、そういうところまで、一番そういう人たちって割合声が届かない。あるいは情報過疎というか、そういうふうに追いやられている人というのが多いわけで、そういう点では、その辺は徹底してお願いしたいなというふうに思っています。

ちょっと具体例で、こういうケースの場合にどうなるのかと。例えば親のネグレクトで、実態的にはほかの区から台東区で暮らしているご兄弟がいたと。おじいちゃん、おばあちゃんがその子を実態的には育てている。学校も近所の学校、台東区立の学校へ行っている。だけれども、住民票はネグレクトの親のところにあるというような場合というのはあるわけで、そういう場合、そのおじいちゃん、おばあちゃんところの世帯は5,000円ですけれど、それに例えばそういう子供たちが2人いれば、5,000円、5,000円で1万円か、1万5,000円の給付というのにちゃんと申請があればなるのか、実態が確認できれば、今、課長がおっしゃったように。そこはどうですか。

委員長 臨時特別給付金担当課長。

三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 具体的な事例につきましては、ご相談をいただければ、その内容を踏まえて関係機関への確認などを通じて実態が確認できた場合には、指定の金額を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

支給したいと考えております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 それしかないとは思うんですけれど、それだけにやはり徹底するということと、あとその場合に、ネグレクトの親のほうにプッシュ型で振り込まれてしまうという場合があったとしても、実態がきちんとその子供や、その子供を養護している祖父母にきちんと行くように、そういうようなのというのはやはりやる必要あると思うんですね。

実は台東区は、よく住民票の支援措置ってありますよね、自分が例えば暴力から逃れて、自分の住民票を明らかにしてほしくないと。この場合は住民票があるからいいんだけど、でも、そういうケースというのが台東区は1,000件超えているんですよね、今。1,000件超えている。もちろんそういうケースばかりではないですけれども、つまり、そのぐらいいろいろなケースがある場合に、こういう給付の情報が届かなければ、これはやはり一番大事な届いてほしい人に届かないということもあり得て、前よく子育ての委員会のときに大分やりましたけれども、そのときは理事者は、はっきりとダブルの給付になんでも給付しますというふうに言いましたよ、あのときの課長はね。

今回は答弁求めませんけれども、そのぐらいの台東区は腹で、そうたくさん、めちゃくちゃ多いケースじゃないと思いますから、そういう点では丁寧に相談に乗っていただいて、給付につなげるようにお願いしたいと。以上です。

委員長 富永、えつ。

委員 賛成です、補正には賛成です。

委員 私もいいですか、1件。

委員長 どうぞ。

委員 補正予算はいいんですね。

委員長 いいですよ、どうぞ。

委員 すみません、私は補正全体の話の中身の中なんですけれど、それこそ今回の補正の中で、保育園とか介護・障害福祉サービス、銭湯など、今子育てとか保健福祉のほうで委員会のほうで報告ありましたけれど、この辺、12月までが支援期間だったので、6月までに延ばして、今回しっかり計上しているということに対してはすごく評価していますし、ですので、補正予算に対しては賛成なんですが、以前委員会で、それこそ今言ったような支援しているような事業者って、国とか都とかが報酬だったり値段だったりとかを決めているので、なおかつ、この物価高騰の中で、やはり事業者自体が厳しくなっていたとすれば、なかなかそれで人件費を上げていくというのが難しいんじゃないかな。

そういうところで一生懸命やっているエッセンシャルワーカーの方々に、できれば私は区として支援してほしいなと、今のこの物価が上がっていく中ではという話をしていたんですけど、今は何か、それこそ国とかを含めてそういう課題というのは台東区だけの問題では全然ないので、何かしら対応というのが考えられているのかなって思うんですけど、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その辺はどうなっているんでしょうか、教えてください。

委員長 企画課長。

川田崇彰 企画課長 お答えいたします。

今回の国の経済対策のうち、介護事業者に対しては令和8年度の報酬改定を待たずに緊急的な対応として賃上げ、職場環境改善の支援を行うとしております。具体的には、介護事業従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ実施、また、生産性向上等に取り組む事業者の介護職員に対しては月5,000円を上乗せ、さらに職場環境改善の計画に取り組む事業者には上乗せ支援をすることとし、こちらの支援額を人件費に充てた場合は月4,000円の賃上げ相当となるといった内容の支援を半年分、都道府県を通じて実施するとなっております。

また、障害福祉分野におきましても、広く障害福祉従事者に対して月1万円の賃上げを都道府県を通じて半年分実施するとされております。さらに医療機関や薬局など医療従事者に対しても、処遇改善支援として国または都道府県を通じて支援を行うとされております。

委員長 ・・・委員。

委員 今やはりそういうところというのは国が決めている部分が結構多いので、対応を取っていただけて、来年度そういう形になっていくというのがあればいいと思うんですけど、今の国の政策を見ていると、このインフレの中で、さらにちょっともう一段ぐらい今後も上がっていくのかなって思っているので、そうなってくると、その辺の方々への賃金の部分って、なかなか厳しくなってくる部分もあるのかもしれないで、その辺は国の対応を見て、実際そう動いていった中で、その辺は注意しながら見ていってほしいなということを要望して終えます。以上です。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 この補正予算並びに報告事項については了承します。

その中で、ちょっとすみません、今行っているおこめ券なんですがれども、ここ区のホームページ上で、今受け取ってできなかった方が1月9日までにご連絡くださいというふうにホームページに出てありますので、それまでもう委員会開かれないので、ちょっと現状について教えてください。

委員長 臨時特別給付金担当課長。

三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 おこめ券による区民生活応援事業の状況でございますけれども、まず、おこめ券については今、全ての世帯に対する初回の配達が終了したところでございます。一部の方のご不在等によりおこめ券を受け取られていらっしゃらない方もいらっしゃいます。こうした方で区におこめ券が返戻された方には、改めて受け取っていただけるよう個別ではがきによるお知らせをしているところでございます。こちらのはがき、年内には対象の世帯にお送りする予定で、再配達や区役所窓口での受け取りの希望を区のほうにご連絡をするようお願いをしているところでございます。

委員長 富永委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

富永龍司 委員 本当に皆さん楽しみにしているので、しっかり受け取っていただきたいと思ういと、ただ、今ちょっと不安なのは、おこめ券、はがきが来る、受け取っていない方は。ところが、実際受け取っていなくてはがきも来ない方がいるのかどうかがちょっと不安なんで、やはりその辺もしっかりと、何も来なかつた場合は区に問い合わせていただけるようなという形をホームページ上でもいいので、しっかり広報していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしますとともに、すみません、ちょっとこれ、お米屋さん行って、この間、話を聞いてきたんですけれども、どうでしたかと言ったら、大変多く利用してありがたいという声があったんですけども、実はこの金券というのが換金して現金になるまで大分時間がかかるんで、お米屋さんが現金がショートしてきているというお話でした。

やはり生鮮産品って生産が早いんですよね。そして農家が取引しているのは現金だろうし、それでなかなかちょっと大変なんだという声も聞いたので、我々そんなことは思いもしなかつたので、やはりこういうことは今後もしっかりと聞いて、何かいい話だと、ちゃんとした、分かっていないといけないことだと思ったんで、ちょっと言わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 拝野委員。

拜野健 委員 補正予算は賛成で、案件は了承でお願いいたします。

委員長 よろしいですか。

寺田委員もいいですね。

寺田晃 委員 はい。

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

委員長 次に、案件第2、第104号議案、道路改良工事(07-23)請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

経理課長。

田渕俊樹 経理課長 それでは、第104号議案、道路改良工事(07-23)請負契約の締結についてご説明いたします。

本件は、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約であり、議会の議決をお願いするため提案させていただくものでございます。

次のページをご覧ください。項番2、契約の方法は、制限付一般競争入札です。項番3、契

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

約の金額は、消費税込み1億5,180万円で、項番4、契約の相手方は、早川建設株式会社でございます。

続きまして、参考資料の入札経過調書をご覧ください。本件は、4者による入札となり、第1回目の入札で落札者が決定したものです。

工期につきましては、令和8年11月12日までとなっております。

次のページをご覧ください。工事概要につきましては、記載のとおりです。

本議案についてのご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

委員長 次に、案件第3、第105号議案、和解についてを議題といたします。

本案は、理事者報告事項、総務部の1番、伝法院通りの建物収去土地明渡等請求事件に係る和解についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第105号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

総務課長。

福田健一 総務課長 それでは、第105号議案、和解について及び報告事項についてご説明いたします。

初めに、報告事項、伝法院通りの建物収去土地明渡等請求事件に係る和解についてでございます。資料2をご覧ください。

項番の1、提訴後の経過でございます。本件は、令和3年第4回定例会におきまして議決をいただいた後、令和4年1月17日に東京地方裁判所に提訴したものでございます。提訴後は、同年4月から裁判所の下、区及び被告らの双方の代理人による口頭弁論に向けた準備、いわゆる進行協議が行われておりましたが、昨年4月の進行協議期日におきまして、裁判所から和解による解決が提案されました。これ以降、和解に向けた協議を実施し、先月和解の仮合意に至りました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番の2、和解の内容についてでございます。

まず、明渡し期限は令和8年7月31日とし、被告らは連帶して建物を収去し、土地を明け渡すこと。建物収去後の道路補修については、被告らは、本件各土地の路面を原状に復旧すること。占用料相当損害金として、被告らは、連帶して800万円を本年12月末と来年3月末の2回に分けて支払うこと。和解成立後、被告らは、本件各土地の明渡しまで、本件各建物それぞれを第三者に移転してはならないこと。

不履行時の違約金条項として、被告らが本件各土地の明渡しを遅滞したときは、明渡しが遅滞した土地ごとに665万6,100円及び令和8年8月1日から土地の明渡し済みまで1日当たり1万円の割合による金員を支払う。被告らが本件各建物の占有を第三者に移転したときは、違反土地ごとに665万6,100円を支払うといった内容等が和解条項に記載されています。

なお、本件につきましては、先ほど開催の産業建設委員会におきましても同様の報告をしております。

報告事項につきましては以上でございます。

続きまして、第105号議案、和解についてご説明をいたします。第105号議案をご覧ください。

本件は、さきにご説明いたしました伝法院通りの建物収去土地明渡等請求事件に係る和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案の2ページ目をご覧ください。項番の1、和解の相手方でございます。和解の相手方は、別表の被告欄、所有者欄及び占有者欄に記載のものでございます。

なお、個人情報保護等の観点から、事件番号等の記載は省略をさせていただいております。

次に、項番2、事件名は、建物収去土地明渡等請求事件でございます。

次に、項番3、和解条項でございます。第1、前文に和解に至った経緯としまして、本区が本件訴訟において、被告らが占有している土地が道路であって、被告らに占有権原がないと主張して明渡しを求めてきたこと。被告らは、上記土地の占有権原があり、長年にわたり、伝法院通りに商店街を形成し、様々な行事に参加するなどして浅草の観光に貢献してきたことなどを主張してきたこと。

裁判所が、本件訴訟の解決に当たり、和解による方法が相当であるとして、和解を勧告したことを受け、台東区は本件訴訟の早期解決のため、被告らは今後の浅草の発展のため、互譲の上、第2、本文に記載の和解内容に合意することを規定しております。

第2、本文には、本件和解の内容を規定しております。和解の内容は、先ほど報告事項にてご説明させていただいた事項を含む第1項から第12項までに記載の各事項でございます。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、最後に、今後の予定について申し上げます。本議案が可決された場合は、近日行われる期日におきまして和解が成立することとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 それでは、第105号議案及び報告事項について、ご審議願います。

秋間委員。

秋間洋 委員 そうですね、ちょうど4年前のこの企画総務委員会で裁判を提起するというのがあって、私そのときにも委員でした。私はこういう問題を裁判で解決すべきではないと、禍根を残すということを申し上げていましたが、多勢に無勢で、これは裁判ということになつて4年間、こういう形になったわけですね。

それだけに、こういう問題、そのときに私、質問したのは、この間、区が原告となって区民を被告にして争うのというのはどのぐらいあるんだって言ったら、当時の理事者は、30年間で3件だと。しかも債権を確定する、いわゆる債務名義を確定する、そういう裁判だったわけですよ。だけれど、今回は全くそれとは違う中身で、まさにこの人たちの全部人生に関わるような問題になったわけですね。そういう点では、この裁判をやったことがよかったのか、悪かったのかということを今後の台東区政にも絶対生かさなければいけないという、そういう立場で質問させていただきたいというふうに思っています。

まず、これだけ長年かかった重要な案件、これ40年ですよ、大体ね、この商店街、ここの問題、浅草公会堂があそこにできて、あの商栄会ができて、それからでも40年、あとその前、前史入れれば70年のあそここのあのまちの問題を、長年かかった重要な案件であるだけに、議会が十分調査できるような時間が必要だったのに、突然というか、3日前でしょう、これ出されたのが。そして、事実上、今日の最終日上程にしかならなかつたわけで、そういう点では、先ほど産業建設でも先ほどの総務課長も言ったのは、11月には和解のほぼ合意がなされていた。であれば、12月3日の中日にだって出せたじゃないですか。そういう点では、なぜもっと早く上程できなかつたのかと。十分議会が検討する、そういう時間を与えなかつたのかと。これについてお伺いしたいと思います。

委員長 総務課長。

福田健一 総務課長 お答えいたします。

委員の皆さんもご承知のとおり、原則本会議の初日に議案を提出する場合は、初日に議案を提案することになっております。先ほどご説明の中で11月というふうに申しましたが、裁判所から実際に連絡がございました相手方全員の同意があった旨のご連絡が11月の末でございましたので、それから内容の精査、資料の作成、庁内合意、それから各種手続等含めて、このタイミングになったものでございます。どうぞご理解いただければと思います。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 理解はできないんですよね。なぜかっていえば、先ほどの補正予算みたいにお金絡みの問題であれば、これはある程度時間、1週間だとか10日かかるのは分かるんですよ。だけれども、この裁判の体制は、11月どころかそのもっと前にというふうに、もっと前に、ほぼこの中身で決まっているって聞いています。

そういう点では、初日にだって用意しておいて、それで今回の補正の例の国の物価高騰対策

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

だって、大体来るだうなって用意しておいて、それでお金の問題だったら、やはりそれは裏議が幾つかあるでしょう。だけれど、こういう問題であれば、もう蓄積されてきた、ずっと長年、特に今年に入ってから非常に双方の合意内容というのが近くなつてここに至つているというふうに聞いています。

そういう点では、少なくとも初日にもできただろうし、あるいは初日は無理でも中日にはできたんじゃないかと。そういう点では、今日の今日というのは、やはり私は様々な社会的な影響、このようなものを考えてのことなんじゃないかなというふうに、私は臆測すると。それはそれとして指摘をしたいと思います。

それと、ここにあります明渡しまでの占用料相当損害金というお金があるんですが、これは800万円、これはどういう性格のものなのかということについてお伺いしたいと思います。

委員長 総務課長。

福田健一 総務課長 お答えいたします。

まず、占用料相当額、それから占用料相当損害金という言葉でございますが、こちらは両者は内容的には基本的に同一のものを意味するものというふうに言われております。

ただ、一般的に言えば、例えば道路などの占用許可を終えた後に支払うのが占用料でございまして、この手続を経ない場合でそいつた占用する場合には、自治体から請求するものといったしましては占用料相当額ないしは占用料相当損害金というものになります。

今回、和解条項の中で800万円の占有料相当損害金とありますが、こちらは恐らくそのような意味で裁判所が使用したものと考えております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 これは800万円というのは明渡しまでのというのは、起点はいつになるんですか。起点がいつで、明渡しは7月31日ですよね。終わりは分かるんですけども、起点はいつになるの。

委員長 総務課長。

福田健一 総務課長 お答えいたします。

こちらのほうは提訴時はもちろん損害、占用料相当額ということで、提訴時はそいつた言葉でもって議決をいただいたところでございます。その上で、先ほどご説明しましたように、進行協議が進められてきましたが、区の主張、それから相手方の主張、そいつたことを裁判所のほうが踏まえて今回の和解勧告ということになったものでございますので、そいつた起点とかそういうことではなく、裁判所からの勧告の内容をそれぞれが合意したという内容でございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 つまり、訴訟を提起したときの占用料相当額というのと、今回の和解の占用料相当損害金というのは同一のカテゴリーであるというのは今分かりました。

なおかつ、区が区側の弁護士になるのかな、それがこの間、請求していたのが当初、占用料

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

相当額なわけですけれども、となると起点というのは、今の課長の答弁でいえばですよ、そうすると、通常時効がありますね、占用料については。時効が生ずるぎりぎりのところから来年の7月31日ということなんですよ。ということは、じゃあ、まず占用料相当額という最初の訴訟を提起したときの区の請求額は幾らだったんですか。

委員長 総務課長。

福田健一 総務課長 お答えいたします。

令和3年11月25日に第56号議案で議案を議決をいただきました訴訟の提起についてでございますが、このときもその占有料相当額を支払いを求めるということでの表現はございますが、額についてはそのときも公表はしておりませんので、その額については差し控えさせていただきたいと存じます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 これは非常に、何で差し控えなければいけないの。私は1軒当たり1,500万って聞いています。そうすると、あれ30軒以上超えますから数億ですよね。今回の和解は800万ですよ、全体で。私はそのぐらいの乖離が今回の区側の当初の請求額と、その和解額の中にあるわけですね。

訴訟の提起のときに、先ほど課長が読み上げた、全くそのとおりで、区側は商店街側に占有権原がないと主張して明渡しを求めた。商店街側は、あのあと1軒1軒の商店は、占有権原があると、長年にわたり様々貢献してきたというふうに、全く2つの問題の今回の訴訟の大本にあるのというのは、占有権原があるかないか。権原というのは難しい、権力の「権」、権利の「権」に、原っぱの「原」って書くんだよね。これは法律用語なので、私もよく理解しているかどうか分からんだけれど、いずれにしてもこれがあるのかないのかという争いが大本にあって、だけれども、今回はそれは不問に付して、とにかく和解しましょうというのが裁判所が言ってきたということですね。

つまり、そういう点では、私が当時言ったのは、あれは当時の区長が明確に認めたんだと。そして、その後の区長、今2代区長が続きましたけれども、この両区長も、これを問題にしてこなかったんだということを言いました、あのときに。これについては、最初の契約、あるいは占用契約はもう見当たらない。40年間なぜ放置してきたのかというのも当時の理事者の答弁は、何も証拠がないので分からないと、これで来たわけですよ。ですから、そういう点では、区と商店会の側のこの占有権原に関する真っ向から、どちらも主張し合ったけれども、最後、今回の和解というのは、これは先ほど読み上げたとおりになったと。

ここでちょっとはっきりさせたいのは、やはり区道の占用を当時の区長が認めたのかどうか、事実認定については、今回の裁判を通じてはっきりしたんですか。

委員長 総務課長。

福田健一 総務課長 お答えいたします。

まず、一般論でございますが、裁判、いわゆる民事事件などでは公開されている口頭弁論に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

おきましては、そのように一つ一つの事実について、お互い原告、被告、主張して、その事実を裁判所のほうがどういうことかということで認定をしていただきまして、最終的に判決というものになるのが一般的な流れでございますが、先ほども申し上げましたように、本件につきましては双方の主張を踏まえて裁判所が和解の勧告ということを出していただきまして、それを両者が受け入れたということでございますので、内容については以上でございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 ということは、つまり、この商店会の方たちは、これ報道幾つもありますよ、この間もたくさん報道されてきた。ほとんどが区の訴訟の最初のときの、ここは不法占有であるということをメディアは、だから訴訟になったんだというふうに、これがメディアで取り上げられれば、ああ、あそここの商店の、あそここの建物、あの商店主というのはみんな不法な営業をやっているんだと、そういうそしりを受けてきたんですよ。それはもう、あそこを通る人から指さされたこともある。あるいは今年の春に亡くなった、一番あそこで古いお店のお父さんは、私は被告人のまま死ぬのかって言ったの。つまり、この浅草にそういう分断を持ち込んだんですよ、この裁判は。私はそれが問題だと。

この和解は認めますよ。だって、合意したんだから。だけれども、しかし、そういう思いをさせたということ、これはやはり事実の問題として私、一つ今日、手紙頂いたので、簡単にちょっとだけ言いますと、地元ではありますが、この商店主、商店の人ですね。学校の保護者の会の代表として、地元の学校に子供をやっていると。学校評議員も続いていると。町会でも役員していると。高齢者の方たちを連れて浅草にも何度も来たと。浅草で商売できることに感謝して、自分なりに社会に貢献したつもりですと。ところが、そこで、実はあのお店は不法占拠だったんだよとなった。みんながっかりするし、私もどんな顔して今後保護者の人たちと会つたらいいか分からないという、こういう手紙まであるぐらいなんですよ。つまり、やってはいけない裁判をやったということだと私は思っています。

やはりこういう問題というのは、つまり、メディアなども通じれば、あの商店街は、商店会は不法占有なんだというふうに見られる。そして、不法占有といえば悪いことをやっているというふうに見られる。これが広がったということは事実として、やはりこれはあるわけで、そういう点では、この裁判、今回の和解で、いわゆる占有権原については明らかにならなかつたわけですから、これはあそこは不法な占有というわけではなかったんだということを、やはりこれは区がはっきりと言うべきじゃないんですか。そこについてはいかがですか。

委員長 総務課長。

福田健一 総務課長 お答えいたします。

先ほど来からお答えしておりますが、今回は裁判所からの和解ということが、これまでの双方のそういった主張を裁判所のほうが両者のそういった主張を踏まえて、繰り返しになりますが、和解ということで、両者が仮に合意に至ったということでございますので、それがもう全てでございます。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 そろそろ締めてください。

秋間委員。

秋間洋 委員 いや、今の答弁になつていないじゃないですか。答弁になつていないです。先ほどね、幹事長会で……。

委員長 いやいや、もう裁判所で答えが出ているんだからね、あなたも自分で今、認めますけれどねってちゃんとと言いましたよね、今ね。自分でおっしゃったでしょう。

秋間洋 委員 いや、和解は認めますよ。だけれども、中身は認めていないんですよ。

(「それは裁判所だよ」と呼ぶ者あり)

委員長 そうだよ、結局そうなんですよ。

秋間洋 委員 あのね、先ほど私、幹事長会で別の問題言いました。これは今日、ぶり返しませんけれども、議会の質問に対して、きちんと答えないというのは、議会軽視でしょう、それは。やはり裁判所では今回、判決白黒出たわけじゃないんだから。つまり、占有権原があつたかなかつたか、双方が対立した、訴訟時の最初の対立点は明らかにならなかつたんだから。だから、そのところだけは、どういう言い方でもいいですよ、だけれども、ちょっと言葉、極端な話だけれども、商店会の側の方たちが汚名を着たような形であそこを閉じるということだけはないようにしていただきたいと。それはじゃあ、委員長ね、私もう再質問しませんよ。だけれども、そのことだけは要望します。

委員長 ほかによろしいですか。

富永委員。

富永龍司 委員 すみません、今、秋間委員がおっしゃって、たしかこの問題は令和3年頃に訴訟の問題というふうに上がっていまして、私まだその頃は議員じゃなかつたのであれですけれど、その当時の議会議事録は読ませていただきました。そのすみませんね、議会で審議ルールにのっとって、今その当時に返ることはできないというのは理解をしておりますので、今回の和解案、私も了承しますが、やはり私は今後のということについて、少し言いたいと思います。

やはりあちらのお店の皆さん方、今回のこれでお店を閉める方、そして、また別な場所に移動される方、また浅草の地元でもう1回再起されて店を開く方、いろいろいらっしゃると私は思っております。

これちょっと例えが違いますが、私も浅草の仲見世で商売しています。これが東京都から浅草寺に移管されるときに、家賃の問題で様々、周りの方からは非難を受けました。当時、本当に心で言いたいことは、いろいろな経緯があって、あそこが今あるんですが、言いたいことはたくさんあったんですけども、我々商人として答えさせていただくと、やはり今後もこの場所で商売を続けていくということを考えたときに、口を結んで我慢をしなければならないんだなど、私はあのときすごく思ったんですね。これは今やつていらっしゃる皆さん方も同じなんではないか。心の中ではいろいろな思いはあるんだけれども、今後も我々は商売しなければ食

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

べていけないんで、商売を続けていく、このためにはやはり口をつぐんで我慢をしなければいけない、こういうことはあるんだと、私は思っております。

そこで、やはり今回こういった形になるんで、秋間委員からやはり不法占拠、不法占拠についてあったんですけれど、そうではなくて、区も出した、出されたって、そういう形ではなくて、共に協力し合っていって、この問題が終わっていく。皆さんのが再出発しやすいような雰囲気と環境というのは私は大事だと思っていますので、そこはしっかり努めていただきたいと要望します。

あわせまして、最後に、商店街ということは一つありますが、私はあそこを通って幼稚園、小学校通っていました。うちの子供もそうです。孫もそうです。やはり商店街というのが一つ我々が通うときに、子供の頃、安全に見守っていただいたという長年思いがありますので、そこには私は最後に感謝を申し上げて、終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

秋間洋 委員 委員長、一言だけ。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 私はね、本当に商売やっている富永さんの言葉って重いと思うんですね。本当に私、この間ずっとあの商店の人たちからの話聞いてね、今のはずっしり来ましたよ。区長、一言ないですか。もう裁判で、これで終わりですか。それは、この和解書は誰にも公開されませんよ、和解ですから。先ほどの同じ1,500万がなったように、やはり区長、一言ね、労をねぎらえとは言いませんよ。だけれども、一言、内山区長から始まったことで、服部区長でこれ結末つけるわけだから、やはりこの浅草の歴史的なことで一言ないですか。

委員長 総務部長。

小川信彦 総務部長 お答えいたします。

本件につきましては、先ほどもご答弁をさせていただきましたが、双方の主張が異なっているところでございますが、互いの主張について弁護士や裁判所も交えてやり取りを重ねてきたところでございます。これまで長い時間をかけて、双方の主張について協議を行ってきましたが、今回それらの双方の主張も踏まえた上で、互いに歩み寄り、和解できることは区、商栄会の皆様、そして区民や関係する方々にとっても喜ばしいと考えているところでございます。

委員長 よろしいですね。

秋間洋 委員 納得できないね。

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承ください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

( 櫻井議会事務局次長朗読 )

委員長 以上で、本日予定されていたものは、全て終了いたしました。  
その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 これをもちまして、企画総務委員会を閉会いたします。

午後 3時34分閉会